

訪問介護重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-875-7874

(平日：午前8時30分～午後5時30分まで) (土曜：午前9時～午後1時まで)

担当 小松原 友博 御不明な点は、何でもおたずねください。

2 医療法人明医研 明(めい) サポートヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	医療法人明医研 明(めい) サポートヘルパーステーション
所在地	埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6号 2階
介護保険指定番号	訪問介護(埼玉県1170100711号)
通常の事業の実施地域	さいたま市緑区、南区、浦和区

*上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		管理業務	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	名	介護計画作成及び苦情処理	2名
事務職員			1名	保険請求等	1名
従事者	介護福祉士	4名	1名		5名
	実務者研修修了者	1名			1名
	初任者研修修了者				
	その他				

2020年11月 現在

(3) 事業所の営業日及び営業時間

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、夏季休暇期間(8月14日から8月16日まで)、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び祝祭日を除く。

夏季休暇ならびに年末年始について、暦に応じて変更が生じる場合、1ヶ月前までに利用者並びに職員に通知することとする。

二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。ただし、土曜日は9時から13時までとする。

三 連絡体制 電話等により、緊急時に連絡が可能な体制をとる。

3 提供するサービスの内容

サービス区分と種類		サービスの内容
	訪問介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身 体 介 護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）を行います。 ○ 自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促します。 ○ 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら掃除、整理整頓を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） ○ 車いす等での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
生 活 援 助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

4 利用料金

(1) 利用料及び利用者負担額

< 訪問介護 >

①利用料及び利用者負担額

介護保険法に定められた、居宅サービス計画に基づいて作成された訪問介護計画の指定居宅サービス介護給付費合成単位数に、地域別単価 11.05 円 (さいたま市:3 級地) を乗じた金額を利用料とします。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用者の負担額は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じます。(1 円未満は切捨てます)。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【単位表－昼間・1/2 級ヘルパー訪問時－】(特定事業所加算Ⅱ取得単位になります)

	生活援助	身体介護	身体+生活 1	身体+生活 2	身体+生活 3
生活 2Ⅱ	197				
生活 3Ⅱ	242				
身体 1Ⅱ		268	340	411	483
身体 2Ⅱ	—	426	497	569	640
身体 3Ⅱ	—	624	695	767	838
身体 4Ⅱ	—	714	785	857	928
身体 5Ⅱ	—	804	876	947	1019
身体 6Ⅱ	—	894	966	1037	1109
身体 7Ⅱ	—	985	1056	1128	1199
身体 8Ⅱ	—	1075	1146	1218	1289

* 早朝 (午前 6 時～午前 8 時)・夜間 (午後 6 時～午後 10 時) は 25%増し、深夜 (午後 10 時～午前 6 時) は 50%増しとなります。

* 初回加算として 200 単位が加算となります。(2ヶ月以上訪問が空いてしまった場合は再契約として初回加算を算定します)。

* 緊急訪問を行なった場合、100 単位が加算となります。

* 介護職員処遇改善加算Ⅰとして利用単位数の 24.5%の加算となります。

* 料金設定の基本となる単位は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画 (ケアプラン) に定められた目安の時間を基準とします。

* やむを得ない事情で、かつ、利用者及びその家族の同意を得て、2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

②キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。ただし、急な体調不良による受診、

入院、及び訪問看護が必要となった場合にはキャンセル料不要とさせていただきます（予防訪問介護を除く）。キャンセルが必要となった場合は、至急、御連絡ください。

連絡先 電話 048-875-7874

①御利用の前日 17:00迄に御連絡があった場合	無 料
②御利用の当日 8:30迄に御連絡があった場合	1,000円（税別）
③上記②までに御連絡がなかった場合	2,000円（税別）

< 介護予防訪問介護 >

①利用料及び利用者負担額

介護保険法に定められた、居宅サービス計画に基づいて作成された訪問介護計画の、指定居宅サービス介護給付費合成単位数の合計単位数に、地域別単価 11.05 円（さいたま市：3級地）を乗じた金額を利用料とします。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用者の負担額は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じます。（1円未満は切捨てます）。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【単位表－1/2級ヘルパー訪問時－】（介護給付費単位数サービスコード表より一部抜粋）

介護予防訪問介護サービス費（Ⅰ）	週1回程度の利用	1,176 単位/月
介護予防訪問介護サービス費（Ⅱ）	週2回程度の利用	2,349 単位/月
介護予防訪問介護サービス費（Ⅲ）	週3回以上の利用	3,727 単位/月

* 初回加算として 200 単位が加算となります。（2ヶ月以上訪問が空いてしまった場合は再契約として初回加算を算定します）。

* 緊急訪問を行なった場合、100 単位が加算となります。

* 介護職員処遇改善加算Ⅱとして利用単位数の 10.0%の加算となります。

* 特定事業所加算Ⅱとして利用単位数の 10.0%の加算となります。

* 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして利用単位数の 6.3%の加算となります。

* 介護職員等ベースアップ等支援加算 利用単位数の 2.4%の加算となります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) その他

① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。

② 料金の支払方法

毎月 27 日（土日祝の場合は翌月曜日）にご指定の口座より振替となります。サービス利用の翌月 10 日前後に当月負担額の請求書をヘルパー訪問時にお渡し致します。

引き落とし確認後訪問時に領収書をお渡し致します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が入院等で2ヶ月以上サービス提供がない場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、又は利用者やその家族などが当法人や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) サービス提供時間 「訪問介護計画書」参照

急な人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供時間を変更させていただく場合がございます。その場合は、変更が必要になり次第文書又は電話で通知いたします。利用者が入院等により長期に亘りサービスが提供できない場合、サービス提供再開時に計画書通りの提供時間の確保ができない場合がございます。

① サービス提供のない期間が1ヶ月未満の場合

- ・ 訪問介護計画書通りの時間に、サービス提供可能です。

③ サービス提供のない期間が1ヶ月以上2ヶ月未満の場合

- ・ 訪問介護計画書通りの時間に、サービス提供できない場合がございます。

6 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 事業の目的 (医療法人明医研明サポートヘルパーステーション運営規定より抜粋)

この規定は、医療法人明医研が開設する指定訪問介護サービス事業所・指定介護予防訪問介護サービス事業所「医療法人明医研 明サポートヘルパーステーション」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護サービス事業及び指定介護予防訪問介護サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問介護サービス・介護予防訪問介護サービス(以下「訪問介護」という。)を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針 (医療法人明医研明サポートヘルパーステーション運営規定より抜粋)

事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	○	月1回実施しています

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
御家族	氏 名	
	連絡先	

8 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(損害賠償保険への加入あり)

9 サービス内容に関する相談、要望、苦情等の窓口

① 当事業所サービス相談窓口

明(めい)サポートヘルパーステーション 管理者 小松原友博

電話番号 048-875-7874

受付時間 (平日:午前8時30分~午後5時30分)(土曜:午前9時~午後1時)

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

<u>さいたま市 保健福祉局 長寿応援部 介護保険課</u>	電話048-829-1264(代)
<u>さいたま市 緑区役所 健康福祉部</u> 担当 高齢介護課	電話048-712-1177(代)
<u>さいたま市 浦和区役所 健康福祉部</u> 担当 高齢介護課	電話048-829-6152(代)
<u>さいたま市 南区役所 健康福祉部</u> 担当 高齢介護課	電話048-844-7177(代)
<u>埼玉県国民健康保険団体連合会</u>	電話048-824-2901(代)

10 第三者評価実施の有無

第三者評価の実施実績はありません。

11 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

⑥ 感染症流行状況に応じて訪問頻度や方法等の変更をすることが想定されますが、その際にはご説明のご連絡をさせていただきます。

12 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(4) 大災害発生時には通常の業務対応が困難になることが想定されます。その際は災害用伝言ダイヤル等で周知させていただきます。

1.3 ハラスメント防止

事業所において、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じます。

1.4 秘密保持

サービスを提供する上で知り得た利用者および、その家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

1.5 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 明 医 研
代表者役職・氏名	理 事 長 市 川 聡 子
事務所在地・電話番号	埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6号 048-875-7888

定款の目的に定めた事業

- | | |
|------------|----------------|
| 1 診療所の経営 | 4 訪問介護事業 |
| 2 訪問看護事業 | 5 その他これに付随する業務 |
| 3 居宅介護支援事業 | |

事業所概要

医療法人明医研

ハーモニッククリニック（診療所：内科・呼吸器科・消化器科・小児科・総合診療科）

院長 中井 秀一 埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6号

TEL 048-875-7888 FAX 048-875-7885

れんけい訪問看護ステーション(指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業・指定居宅介護支援事業)

管理者 金久保 真紀子 埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6号

2階

TEL 048-875-7898 FAX 048-875-7833

デュエット内科クリニック（診療所：内科・消化器科・総合診療科）

管理者 木村 淑子 埼玉県さいたま市南区別所6丁目18番8号

TEL 048-866-7350 FAX 048-866-7767

ケアメイト訪問看護ステーション(指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業・指定居宅介護支援事業)

管理者 鷹羽 佳美 埼玉県さいたま市南区別所6丁目18番8号

TEL 048-866-7351 FAX 048-866-7361

明サポートヘルパーステーション(指定訪問介護事業・指定介護予防訪問介護事業)

管理者 小松原 友博 埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6号

2階

TEL 048-875-7874 FAX 048-875-7833

明サポートヘルパーステーション みるくる24（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）

管理者 舟津 和江 埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6号 2

階

TEL 048-767-3101 FAX 048-875-7833

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 医療法人明医研

所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6号2階

名称 医療法人明医研

明サポートヘルパーステーション 印

説明者 氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印